

「松江市公衆無線 LAN 整備事業」
プロポーザル仕様書

令和 6 年 11 月

松江市 政策部 デジタル戦略課

目 次

1. 業務の構成と内容.....	1
1.1 委託業務の名称.....	1
1.2 委託期間.....	1
1.3 本事業の目的.....	1
1.4 対象業務.....	1
1.5 契約期間.....	1
1.6 提出物.....	2
1.7 導入スケジュール.....	2
2. 業務要件.....	2
2.1 基本要件.....	2
2.2 アクセスポイント要件.....	3
2.3 認証サーバ要件.....	4
2.4 セキュリティ要件.....	4
3. 運用・保守要件.....	5
4. 独自提案.....	5

1. 業務の構成と内容

1.1 委託業務の名称

松江市公衆無線 LAN 整備事業

1.2 委託期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 10 月 31 日まで

1.3 本事業の目的

令和 7 年秋に、松江市新庁舎の第 2 期棟が完成し、その後各課の順次移転を経て、令和 8 年春に新庁舎の全面供用が開始される予定である。新庁舎では来庁者が活用できる広い待合室や多目的スペース、テラスなどが設置され、通常の行政手続きでの来庁をはじめ、休日における会議室の開放やテラスでのイベントの開催、議会の傍聴など、多くの来庁者が見込まれる。これにより、公共施設のさらなる利用促進や来庁者の利便性向上を図るため、公衆無線 LAN を整備するものである。

1.4 対象業務

本事業において対象とする業務内容は以下(1)から(5)とする。

- (1) 公衆無線 LAN サービスの提供に必要なネットワークの設計、敷設、設定、動作試験
- (2) 公衆無線 LAN サービスに必要なハードウェア、ソフトウェア等の準備、構築
- (3) ハードウェアの稼働・通信に必要な LAN 配線の敷設等整備作業
- (4) 公衆無線 LAN サービスの提供に必要なインターネット回線の準備
- (5) 公衆無線 LAN サービスにおける運用及び保守(問合せ窓口、機器の保守を含む)

1.5 契約期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 10 月 31 日

システム稼働日は令和 7 年 11 月 1 日とする。

ただし、すでに建設している 1 期庁舎部分の一部は改修工事が必要であり、改修工事後の機器設置となるため、該当部分の利用開始は令和 8 年 5 月とする。なお、委託期間の終了期日は変更しないため、令和 8 年 5 月に利用開始分も含め、すべて令和 12 年 10 月 31 日までとする。※該当部分は「アクセスポイント配置図」のとおり

不測の事態により工事等が遅延した場合は協議の上、決定する。

サービス提供に必要な機器の設置、設定時期については、契約締結後、協議のうえ決定するものとする。

1.6 提出物

(1) 提出物の種類

本業務の提出物は、次のとおりとする。

種類	内容
業務完了報告書	公衆無線LANサービスの提供に必要なハードウェアの準備・設置、電波識別名称(SSID)の設定が完了したことを、写真データ等を添付のうえ報告する文書
その他資料	その他、本市が必要とする資料等又は本業務受託者が本業務を実施する上で必要として作成した資料等

(2) 提出物の部数

電子データにより1部提出するものとする。

(3) 提出時期

提出時期は、本市と協議の上、決定するものとする。

(4) 提出場所

提出場所は、次のとおりとする。

松江市役所 政策部デジタル戦略課

1.7 導入スケジュール

以下のスケジュールを基準として、公衆無線LAN機器の設置をすること。

新庁舎建設の進捗度によって、スケジュールが前後する可能性があることを念頭に置くこと。また、設置作業時期は新庁舎建設事業受託事業者と協議を実施する。

以下のスケジュールは、新庁舎2期棟部分の建設スケジュールとなる。

	R6年度					R7年度												
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
地上部鉄骨工事			■															
内外装工事								■										
新庁舎供用開始 (R7.11以降、順次移転 供用開始)														■	■	■	■	■

2. 業務要件

2.1 基本要件

- (1) 本件にて構築する公衆無線LAN環境の管理を行うサービスについては、クラウド利用とすること。なお、松江市は庁舎内に設置する機器を保有しない。
- (2) システムの物理構成は別紙「システム物理構成図」のとおり示すが、必ずしも同構

成図にする必要はなく、提案上限額内で提案者が効率的で安全と思われる整備を行うこと。なお、最終的な物理構成は協議の上、決定する。

- (3) アクセスポイント以外の本事業で設置することとなる機器は、基本的に中央管理室、サーバ室または、各階のE P Sに設置すること。
- (4) インターネット回線は合計で2回線引き込むこと。その内1回線は1、2階のアクセスポイントを網羅すること。もう1回線は3階～6階(屋上)までを網羅すること。
- (5) 用意するインターネット回線は光回線 1GB とする。
- (6) 今後建設する第2期庁舎部分については、基本、庁舎の建設と平行して無線 LAN を設置すること。なお、設置作業を行う際には庁舎建設業者と事前に協議・調整を行うこと。(本業務契約締結後、庁舎建設業者との顔合わせを予定する)
- (7) 本プロポーザルとは別に無線 LAN などの設置作業が見込まれるため、各受託業者とのスケジュールの調整が必要となる。
- (8) すでに供用開始している1期棟の別紙「アクセスポイント配置図」の緑色部分については、現在仮運用中であり、令和7年11月以降に庁舎の改修工事を行う。
この範囲の配線やアクセスポイント設置工事等は、庁舎建設業者と工程等調整しながら行うこと。なお、この範囲における本システムの利用開始は令和8年5月から開始できること。
- (9) 機器の設置は行政運営に支障の少ない平日の夜間もしくは休日に行うこと。
- (10) 原則として24時間365日(計画による停止/定期保守を除く。)サービス提供すること。
- (11) 無線環境の管理ソフト(サービス)は、操作が容易で日本語対応されていること。
- (12) LANケーブルはCat 6以上を使用すること。
- (13) LANケーブルには行き先が分かるようにケーブルタグを付けること。ケーブルの色については他の配線と識別できるように配慮すること。なお、ケーブルの色は協議の上、決定する。

2.2 アクセスポイント要件

- (1) SSIDは本市指定の固有名称が設定可能であること。
- (2) アクセスポイントの配置は別紙「アクセスポイント配置図」のとおりとすること。
なお、アクセスポイントの配置変更は可能とするが大幅な変更は認められない。
着色箇所については松江市があくまで希望する通信範囲であり、アクセスポイントからは基本的に最低半径20m範囲が届く機器であれば良い。
- (3) 別紙「既設配管図」のとおり、1期棟南側庁舎においては既に配管がされている箇所があるため、基本的に考慮すること。
- (4) アクセスポイントは以下の規格・性能を満たすものを選定すること。

屋内用 AP(機器仕様要件)

項目		仕様
無線LAN	規格	IEEE802. 11b/g/n/ax
	無線端末最大同時接続数	最大100台以上
	有効伝送距離	半径20m以上

屋外用 AP(機器仕様要件)

項目		仕様
無線LAN	規格	IEEE802. 11b/g/n/ax
	無線端末最大同時接続数	最大100台以上
	有効伝送距離	半径20m以上

- (5) 使用する無線 LAN 帯域は 2.4GHz とすること。5GHz 帯の使用は認めない。
- (6) 利用者が移動した際に各アクセスポイント間での接続の自動切り替えについて説明すること。

2.3 認証サーバ要件

- (1) 本市が公衆無線 LAN を運用するにあたって、利用者が使いやすく提案者が適切だと考える認証方法について 1 つ提案・説明すること。なお、認証の手順についても説明すること。
- (2) 1 回あたりの連続接続可能時間(1 時間単位)を制限する機能について説明すること。なお、この機能については必須ではない。
- (3) 事業者が提案をした認証方法において、アクセスポイントと利用者間の暗号化について説明すること。
- (4) Web 認証の場合、利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を表示し、規約に同意して利用を開始できること。
- (5) Web 認証の場合、偽アクセスポイント対策として、認証画面を用意し https 化すること。
- (6) Web 認証の場合、認証画面は多言語対応とすること。

2.4 セキュリティ要件

- (1) 不正利用が行われた場合等、市などの公的機関からの要請に応じて利用者の追跡が可能となる情報 (MAC アドレス、接続日時、アクセス先) を取得し、そのアクセスログを 30 日以上または 1 ヶ月以上保管できる設備を有していること。また、その取

扱いは個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に行うこと。

- (2) 接続端末同士の相互通信を禁止する機能を有していること。
- (3) インターネットからの攻撃をブロックできる機能(ファイアウォールやフィルタリング等)を設けること。
- (4) 基本的に総務省が公表している「公衆Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き(令和6年3月版)」に記載している安全対策がとられていること。
- (5) サービスを提供するサーバ群等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウイルス対策ソフトの更新が公開された場合は、適用判断を速やかに実施し、必要性のあるものについては速やかに適用すること。
- (6) セキュリティ脆弱性の点検を定期的の実施し、問題があった場合は速やかに対応すること。

3. 運用・保守要件

- (1) 本業務を遂行させるために十分な業務実施体制を確保すること。
- (2) 障害発生時の対応についての提案をすること。
- (3) 裁判所や警察などの公的機関から、利用者の追跡が可能となる情報(MACアドレス、接続日時、アクセス先)の開示を求められた場合は迅速に対応すること。
- (4) 操作や接続方法、不具合などの問い合わせ対応をすること。
- (5) 問い合わせ対応時間帯は柔軟なものにすること。
- (6) 公衆無線LANサービスの利用者数など利用実績に係るデータを取得できること。

4. 独自提案

- (1) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の効果が上がると判断するものについては、積極的に提案すること。